

パブリックコメントにおける「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)」中間案に対するご意見と県の対応、考え方(案)

| | | |
|------|-------------------------|---|
| 対応区分 | ① 反映する | 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。 |
| | ② 反映済 | 意見や提案内容が既に反映されているもの。 |
| | ③ 参考にする | 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。 |
| | ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい | 県教育委員会(県)の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体が県教育委員会(県)以外のもの。 法令などで規定されており、県として実施できないもの |
| | ⑤ その他(①～④に該当しないもの) | |

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

| 意見番号 | 項目・中間案ページ(最終案ページ) | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|------------------------------|--|------|---|
| 1 | 1基本的な考え方 (2)子どもを取り巻く環境の変化 | 1 (1) 「平成30年度には約169分になるとともに、その内6割を超える約106分が趣味・娯楽を目的に利用されています。」とありますが、大もとの内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」を見ますと、「169分」という数字の根拠となる「青少年のインターネットの利用時間」(総数 n=2870)の表と、「約106分」の根拠となる「目的ごとの青少年のインターネットの利用時間」(総数 n=6789)は別の表であり、後者は複数回答であるため、母数にも相当な違いがあります。異なる表の平均値を単純に比較して「その内6割」としていますが、これらを単純に一文のなかで記述してしまうのは不適切だと思います。目的別の平均利用時間のみで比べると、平均値の合計が 216.1 (=35.7+105.6+52.4+22.4)となりますので、目的別のみで見ると、約5割に満たない数字(105.6/216.1)になると思います。 | ① | 当該記述は、削除させていただきました。 |
| 2 | 1基本的な考え方 (2)子どもを取り巻く環境の変化 | 1~2 (1)~ (2) 中学生・高校生の世代の読書離れが進むのは、同調圧力によるものだ。読書よりもスマートフォンでSNSに返信することを求められる中高生は、SNS疲れで読書もできない。「何分間も放置するとか何を考えとるの」といった、断罪や糾弾をされるリスクを避けるため、即ち、SNS放置によるいじめ自殺の死亡リスクを避けるための行動だから、現在の中高生が置かれた極めて悲惨な状況を表している。このデータを、氷山の一角として捉え、何としてでも社会総がかりで改善する必要がある。 | ③ | いただいたご意見は、一つの考えとして受け止めて、今後の事業実施の参考にさせていただきます。 |
| 3 | 1基本的な考え方 (2)子どもを取り巻く環境の変化 | 2 (2) 共働き家庭やひとり親家庭の増加による価値観の変化は、親子読書の時間減少には直結しない。共働き家庭やひとり親家庭への差別を生む表現は慎んでらう。 | ① | ご意見をふまえ、修正しました。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|--|----------|---|------|--|
| 4 | 1基本的な考え方 (2)子どもを取り巻く環境の変化 | 2 (2) | 共働き家庭やひとり親家庭の増加など、ライフスタイルの多様化等によってもたらされた保護者の価値観の変化とはどのようなものですか？ ライフスタイルの多様化→保護者の価値観の変化→子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が減少→読書習慣の形成が難しいと読み取れますが、そういった調査結果や資料がありましたら教えてください。 | ① | 文部科学省は、「社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況等」として、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を挙げています。 国立環境研究所は、今後さらに生活者の価値観、ライフスタイルの多様化が進み、標準世帯モデルからの脱却、優先順位の変更が生じるとしています。 野村総合研究所の調査によると、家族が時間・空間を共有する「お茶の間」が消失し、夫婦や家族の間でも干渉しない「世帯内個人志向」が強まっている結果が報告されています。 文部科学省の家庭教育の調査では、子どもとのふれ合う時間はH20に比べH28は少なくなっており、本の読み聞かせもH20よりH28は減少しているとなっています。また、文化庁の国語に関する世論調査では、16歳以上の男女の読書量について「以前に比べ減っていると感じている」と回答した人が増えている結果が報告されています。 東京大学の秋田喜美代教授の研究などから、親が子どもと一緒に本に親しむことは子どもの読書量や読書好きに大きく影響するという報告がなされています。 以上のことを勘案して、表記を一部修正しました。 |
| 5 | 1基本的な考え方 (4)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題 〈第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況〉 | 4 (4) | 平成26年6月の学校図書館法の改正により「学校司書」の配置が努力義務とされたが、全国的に配置と配置内容で地域格差が広がっている。 学校司書が配置されなければ子ども読書活動への推進につながらない。 1校に1名、専門的な知識技能を持った学校司書を、適切な待遇で配置すること。 そしてこの⑤学校司書配置の数値を上げていくことが本計画の中心になるのではないかと考える。 | ③ | ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。 このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。 また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされております。 いただいたご意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 6 | 1基本的な考え方 (4)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題 〈第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況〉 | 4 (4) | 学校司書が増加傾向にあるのは好ましいが、小学校に比べて中学校は増加が少ない。 その下の授業との連携は両方かなり増えているが、学校司書がもっと増えたり何校か兼任ではなくその学校専任になることが出来たりすれば、学校と司書との連携が取れ、図書館と授業を結び付けられるのではないだろうか。 | ③ | ご指摘の通り、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされており、周知を徹底する必要があります。 いただいた御意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために引き続き周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 7 | 1基本的な考え方 (4)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題 〈第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況〉 | 4 (4) | 学校司書配置の実績の数値は、上記の「学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、専門的な知識・技能を持った学校司書」がどれだけいるのかをきちんと吟味し、数値化してください。 小学校69.3%の実績で目標値を上回っているなど、国の目指す実態とかけ離れた、とんでもない甘い評価と考えます。 | ③ | ご意見のとおり、配置頻度も大切な視点です。 ご意見のとおり、配置頻度の把握も大切な視点です。今後の調査におきましては、ご意見の内容も含め検討していきます。 また、司書の配置につきましては、依然として課題と考えていますので、ご意見をふまえ、(学校の課題)の項目に、学校司書配置について、独立して記載しました。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|--|----------------------|--|------|--|
| 8 | 1基本的な考え方 (4)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題 (「第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況」) | 4 (4) | 第三次は目標数値が低過ぎた。猛省せよ。その上で第四次では、全国一位の都道府県の数値を目標とせよ。 | ② | 目標値については、過去の推移や全国の状況等から適切に算定し、決定しています。 |
| 9 | 1基本的な考え方 (5)「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)」の基本的な方針 | 5 (5) | ④に「障がいの有無にかかわらず」を入れると良い。「五感を使いながら」という部分の唐突さを緩和できるだけでなく、録音図書や点字図書の読書もあることを留意できるようになる。 | ③ | 「五感を使いながら」につきましては、全ての子ども達を対象に、一般的な表現で記述しています。 しかしながら、子どもの個性に留意した取組は大変重要であると考えていますので、「3 家庭・地域・学校における推進方策」にその考え方を網羅しています。 さらに、今後の事業実施のなかで、子どもたち1人ひとりに応じた取組を念頭に進めていきます。 |
| 10 | 1基本的な考え方 (6)「みえの学力向上県民運動」における「読書をととした学び」の推進 | 5 (5) | 学力向上と読書活動には、極めて強い正の相関があるのだから、事業に「学力向上のための」をつける必要を感じない。「学力向上のための」が無いと予算がつかないというならば、三重県総務部財政課を許しておかない。 | ① | ご意見をふまえ、表現を修正しました。 |
| 11 | 1基本的な考え方 (6)「みえの学力向上県民運動」における「読書をととした学び」の推進 | 5 (5) | 「中学生ビブリオバトル推進事業」を開始すると良い。中学生は市町であると言わず、県大会を開き、市立も町立も私立も読書の楽しさを味わう機会を提供できると良いだろう。 | ③ | 中学生に対してのビブリオバトルの必要性は認識していますので、今後の事業実施の参考とさせていただきます。 |
| 12 | 2発達段階に応じた取組の推進 小学校の時期 【高学年】 | 6 (-) | 「味あう」→「味わう」誤字 | ⑤ | 「2発達段階に応じた取組の推進」は、削除しました。 |
| 13 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (1)家庭 (イ)これまでの取組の成果と課題 (ウ)家庭における今後の取組 | 7 9 (7) (9) | 誰がこれらの取組をしたのか(するのか)を具体的に追加してほしいです。 | ③ | 本計画の取組の実施主体は、県及び県教育委員会であることから、原則として実施主体は明記しておりません。 今後の事業実施においては、関係機関、関係者と連携を図りつつ、それぞれの役割分担を明確にしながら、進めていきます。 |
| 14 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (1)家庭 (ウ)家庭における今後の取組 ○読書習慣づくり | 9 (9) | 昨今の家庭状況は、様々で複雑化しているが、子どもが成長し自分の意思で図書館などへ行き、好みの本を読むようになってもらう。 | ① | 家庭における読書推進には、図書館の役割も重要であることから、図書館における支援の記述を追加しました。 |

| 意見 番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区 分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|--|------------|---|----------|---|
| 15 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (1)家庭 (ウ)家庭における今後の取 組 ○読書習慣づくり | 9 (9) | 読書習慣づくりに関して。ノーテレビノーゲームと言われても親ができないことの方が多いので は。 まず親が読書をしたり図書館に行ったりと行動した方が子どもと一緒に読書する習慣がついて いくと思う。率先して読書ができない場合でも公共図書館に行って本に触れさせるだけでも変わる と思うので後半部分は良いと思う。 | ③ | 家庭における読書習慣づくりの取組は、それぞれの家庭の状況に応じて進めること が大切だと考えています。 これからの事業実施にあたり、効果的なものになるよう家庭の状況に応じたきめ細 かな取組に努めていきます。 |
| 16 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (1)家庭 (ウ)家庭における今後の取 組 ○読書活動の啓発・奨励 | 9 (9) | 読書活動の啓発・奨励は、何が何でも社会総がかりで行わなければならない。県立図書館や戦 略企画部広聴広報課との連携を密にし、絶対に機会を逸することのないよう努めよ。 | ③ | 読書活動の啓発・奨励にあたっての関係機関等の連携・協力は大変重要と考えて いますので、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。 |
| 17 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (イ)これまでの取組の成果 と課題 注11 ビブリオバトル | 10 (10) | ビブリオバトルのルールが①②③の3項目で記述されていますが、公式ルールは4項目で記述さ れておりますので、原文のままの記述をお願いします。 | ① | ご意見のとおり、修正しました。 |
| 18 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (イ)これまでの取組の成果 と課題 注11 ビブリオバトル | 10 (10) | ビブリオバトルの注釈は、高校生ビブリオバトルが記載されている5頁に移行せよ。 | ④ | 5ページの「高校生ビブリオバトル」は、文案検討の中で表記しないことになりました ので、注釈の位置はそのままとさせていただきます。 |
| 19 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (イ)これまでの取組の成果 と課題 《県教育委員会》 県教育委員会の取組 | 11 (11) | この写真は県大会のものではない。県大会の決勝のものを用いた方が良い。 | ① | ご意見のとおり、修正しました。 |
| 20 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (イ)これまでの取組の成果 と課題 《県立図書館》 ○研修の充実による人材 育成 | 13 (13) | ヤングアダルトという語彙は、図書館情報学においてはかつてのジュヴナイルとほぼ同義で扱 われるが、医学のAYA世代のように、学術分野ごとに定義が異なる。ティーンズコーナーがあるの だから、「ティーン世代」ではいけないのか。 | ④ | 取組の報告であることから、実際に研修会のテーマとして使われた「ヤングアダ ルト」という用語をそのまま使用します。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|--|------------------------|--|------|---|
| 21 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《県教育委員会》 ○多様な主体との連携 | 14 (14) | 地域の多様な主体……と連携し、地域での読書イベントの開催を促進します。 →地域の多様な主体……と連携し、地域の読書イベントの予算を確保し、開催を促進します。 ※「予算を確保し」を追加 【理由】 毎年継続して行うイベントに対して、県の予算は毎年減らされていきます。長期的な視野で、継続していくべきイベントであっても、年々予算面で地域や現場の負担が増える一方です。税金でなくとも企業や財団に助成を求めるなど、イベント開催のための予算確保に努めていただきたいです。 | ③ | 予算につきましては、毎年度の予算議論の中で決定されていくものであるため、計画に記載することはなじまないと考えています。 しかしながら、予算の確保は大切なことと考えておりますので、ご意見をいただきました多様な財源の確保も含め検討していきます。 |
| 22 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 | 14～22 (14)～ (23) | 県内では、地域に書店が1店舗もない自治体が7市町(2017年トーマン調査)あります。そのような地域でも、児童・生徒が日常的に本に触れる機会を持てるような取り組みが必要で す。 特に幼児・児童では気に入った本を手元に置き、同じ本を繰り返し読むことが重要です。各市町でブックスタートなど取り組んでみえますが、成長したのちも、児童・生徒が「自分の本が持てる」環境づくりをお願いします。 | ② | 地域における子どもの読書活動推進には、市町立図書館の役割が重要です。 市町立図書館において、子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせや、子どもと大人が一緒に参加できる読書会等の定期的な開催、おすすめ本コーナーの設置等、子どもが本に出会い、読書に親しむ機会の提供を積極的に行うよう促していきます。 |
| 23 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《県立図書館》 ○情報ネットワークの利用促進 ○市町立図書館との連携 | 15 (16) | 図書館未設置自治体についての注釈を入れよ。「図書館法上の図書館とは定義されない図書館」についての、何らかの説明を加えておくより良い。 | ① | ご意見をふまえ、注釈を入れます。 |
| 24 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《県立図書館》 ○情報ネットワークの利用促進 | 15 (16) | 県内の……「三重県図書館情報ネットワーク」の利用を促進するとともに…… →県内の……「三重県図書館情報ネットワーク」の利用を充実し、促進するとともに…… ※「充実し、」を追加 【理由】 「三重県図書館情報ネットワーク」は情報の検索だけでなく、その後、利用者に図書館資料が届くことが大切です。2018年度まで市町図書館に週2便あった県立図書館からの物流が2019年度には週1回になりました。市町図書館の資料も含め、知的財産である図書館資料を県内全域で有効活用する視点においても、物流の確保は重要です。促進には、整備の充実が欠かせないため、「充実」を追加しました。 | ① | ご意見のとおり、図書館資料を利用者に届けるための物流手段を確保することは重要なことです。県立図書館は市町図書館等との定期便を設けており、今後も継続して運用します。ご意見をふまえ、物流についての一文を追加します。 |
| 25 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 ○専門職員の配置と資質向上 | 16 (16) | 市町の実情に応じて、司書(専門的職員)の配置を…… →専任・専門・正規の司書の配置を…… ※「市町の実情に応じて」、「(専門的職員)」を削除 「専任・専門・正規の」を追加 【理由】 長期的視野に立って蔵書構築や利用者サービスを実践し、行政や企業、団体と連携した運営をするためには、不安定な立場の非常勤職員ではなく、正規職員の司書が必要です。市町の実情は厳しいとは思いますが、本来は正規であるべきという姿勢を県は貫いてほしいです。 | ③ | 市町立図書館の司書の配置につきましては、県教育委員会の権限はなく、各市町等教育委員会の裁量となっております。 しかしながら、長期的な雇用についての課題は認識しておりますので、そういった課題を市町と意見交換をしていく記載を追記しました。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|---|------------|---|------|---|
| 26 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 ○外国語を母語とする子どもへの対応 | 16 (17) | 外国語を母語とする……作成を促します。 →外国語を母語とする……作成を促します。またNPOなど支援団体との連携促進をはかりま す。 ※「またNPOなど支援団体との連携促進をはかります。」を追加 【理由】 外国をツールに持つ子どもを支援する団体とのつながりを強化することで、図書館での支援に つなげられると考えます。 | ① | ご意見をふまえ、修正しました。 |
| 27 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 ○読書ボランティア、地域 ボランティア等の育成と支 援 | 17 (17) | お金の次に必要なのは、面白い本を選ぶ目を持ち、読書環境を整え、子供たちと本をつなぐこ とができる人です。県立図書館等で様々な研修をいただいておりますが、公共図書館で、さらなる 研修の充実をお願いします。 | ① | ご意見をふまえ、修正しました。 |
| 28 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 四日市市立図書館の取組 | 18 (19) | 枠によって字が潰れている部分があるので、広げよ。 | ① | ご意見をふまえ、修正しました。 |
| 29 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 四日市市立図書館の取組 | 18 (19) | 「ザ・男の読みきかせ」については、子ども・福祉部との連携を強化し、「みえの育児男子」の中 核の1つとせよ。 県知事は、環境大臣の育児休暇の話ばかりを取り上げるが、そんな暇があったら「ザ・男の読み きかせ」を頻繁に紹介しろ。 | ③ | 「ザ・男の読みきかせ」などの優良事例については、子ども・福祉部も入っている 読書活動庁内推進会議などで、共有します。 |
| 30 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 多気町立勢和図書館の取組 | 19 (20) | アニメーションは、一般への知名度が低いので、どこかに注釈を入れておくと良い。 | ① | ご意見のとおり、修正しました。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|--|--------------------------|---|------|--|
| 31 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (1)これまでの取組の成果と課題 ○推進体制の構築 | 23 (24) | 「県立高等学校等において、司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるよう、必要な時間の確保に努めるなど、校内体制を整備するとともに、」とありますが、司書教諭の時間の確保がされている学校はほとんどなく、さらに図書館担当の教員が図書館から抜かれてしまい、司書一人に図書館運営を負わせている学校が増えつつあります。特に若い司書の負担は大きく、各学校へ改善を促していただきたいです。 | ③ | 引き続き、司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう努めるとともに、各校の状況に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。 |
| 32 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (1)これまでの取組の成果と課題 ○推進体制の構築 | 23 (24) | 高等学校の司書教諭について、必要な時間の確保に努めるなど校内体制を整備、とあるが、実際にされているのか。司書教諭が発令されても図書館活動に関わっていない学校は多くあると思うが、調査はされているのか。 | ③ | 司書教諭について、必要な時間の確保に係る校内体制を整備していく必要があります。また、役職に特化した勤務状況の調査は行っていませんが、司書教諭は学校図書館の運営・活動について中心的な役割を担っています。 |
| 33 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (1)これまでの取組の成果と課題 ○推進体制の構築 | 23 (24) | 授業において図書室の活用を・・・ →「学校図書館」に訂正してください(その他個所もあれば「学校図書館」に統一) | ① | ご意見のとおり、修正しました。 |
| 34 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (1)これまでの取組の成果と課題 ○学校図書館の読書環境の充実 | 24 (25) | 「学校図書館図書整備等5か年計画」についての周知を図ることで、小・中学校図書館資料の整備・充実を市町等教育委員会に働きかけました」とありますが、市町で図書費が他のものに流用されるケースが多く、図書費として学校現場まで下りてこないことが多いようです。読解力の低下が指摘されている子どもたちの学力向上のためにも、さらなる働きかけをお願いします。 | ③ | ご指摘の通り、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされており、周知を徹底する必要があります。 いただいた御意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために引き続き周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 35 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (1)これまでの取組の成果と課題 ○学校図書館の読書環境の充実 | 24 (25) | 「県立高等学校においては、新聞などを含めた多様な図書館資料の一層の充実を図るとともに、」とありますが、国から新聞の予算が下りてきているにも関わらず、図書館に設置してあった新聞を他の場所に移されて、図書館に新聞が置かれなくなった学校も複数あるそうです。図書館への新聞の設置についても必要性を周知していただきますようお願いいたします。 | ③ | 学校図書館の利活用を進めるにあたっては、新聞を含む資料について、生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めます。 なお、新聞の設置場所については、生徒の利活用を促すために、生徒が日常的に生活する場所に設置する事例もあります。 |
| 36 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (1)これまでの取組の成果と課題 ○学校図書館の読書環境の充実 <学校の課題> | 24 26 (25) (27) | 【p24】「小・中学校においては(中略)学校司書の配置に向けての情報の提供を行いました」【p26】「小・中学校においては、学校司書を配置する小・中学校の割合や(中略)増加している」とありますが、伊賀市の小・中学校には司書のいる学校はほとんどないそうです。多忙な教員が兼務で図書館運営を行うことは難しく、子どもたちの読書環境の整備のために、学校司書の配置に向けてご尽力をお願いいたしますとともに、もう少し踏み込んだ文言を入れていただきたいです。 | ① | いただいたご意見をふまえ、学校司書配置の課題を記載しました。 今後も、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|---|----------------------------------|--|------|--|
| 37 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (イ)これまでの取組の成果 と課題 ○日本語指導が必要な外 国人の子どもへの対応 ○障がいのある子どもへ の対応 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○日本語指導が必要な外 国人の子どもへの対応 ○障がいのある子どもへ の対応 | 24 28 (25) (29) | 具体的に取り組んでいる事例があるなら、各校に取組を促すだけでなく参考にしていただける情報を集め共有するなど、取組のサポートを行って欲しい。 | ③ | いただいたご意見をふまえ、国の動向や各市町等の活動を収集・共有し、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 38 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (イ)これまでの取組の成果 と課題 ○学力向上に向けた取組 の推進 | 25 (26) | 高等学校での授業時間内での図書館利用の増加について触れていない。 | ① | ご意見をふまえ、修正しました。 |
| 39 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (イ)これまでの取組の成果 と課題 ○読書に対する興味や関 心の涵養 ○学力向上に向けた取組 の推進 (ウ)学校等における今後の 取組 《県立高等学校》 ○読書に対する興味や関 心の涵養 ○学力向上に向けた取組 の推進 | 25 29 (26) (30) (31) | 高校生ビブリオバトルの参加者が少ない。中高年の観戦者のほうが多い惨状は、猛省せよ。 | ③ | いただいたご意見は、一つの考えとして受け止めて、今後の事業実施の参考とさせていただきます。 |
| 40 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (イ)これまでの取組の成果 と課題 <学校の課題> | 26 (27) | 学校図書館図書標準の達成率については、現場における不十分な理解から、数値達成のために蔵書廃棄を止められるなどの現状があると聞く。文部科学省の通知等でも資料の更新が重要であることは繰り返し述べられている。ここで達成率を出すのなら、資料更新の必要性と、その上で新しく魅力的な図書を揃えることが重要であることを述べてほしい。 また、学校司書の配置に関する課題は別項目を上げて述べてほしい。 特に次の○において、小中学校の学校司書配置や学校図書館を活用した授業を計画的に行っていることの意義や必要性を明確に書いて、その何が課題なのかを書いてほしい。 | ① | いただいたご意見をふまえ、学校司書配置の課題を独立して記載するとともに、課題に「また、同時に計画的な図書の更新を図ることが必要です。」の一文を追加しました。 今後も、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|---|---|------|--|
| 41 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (1)これまでの取組の成果 と課題 ＜学校の課題＞ | 26 (27) 「学校は、図書館資料の充実 に努めてきた結果、学校図書 館図書標準の達成率は徐々に 向上しています」とありますが、 達成からはほど遠く、それに 関わらず、図書費を大幅に削 減されている学校が増えてい ます。全体の予算が減ると、真 っ先に図書費が削られます。生 徒の読書環境、進路等を考え るための環境の整備、授業へ の援助等、学校教育を支える 図書館運営のためには、図書 費と司書の配置は不可欠です。 三重県全体の小・中学校への 司書配置の増加や図書費の保 障、資料の充実と整備が行わ れるよう、ご尽力をお願いいた します。 | ③ | ご指摘の通り、学校図書館が 機能を十分に発揮するため には、図書館資料の充実と、 司書教諭及び学校司書の配 置充実やその資質能力の向 上の双方が重要です。このた め、平成26年に改正された 学校図書館法においても、各 学校に、学校司書を置くよう 努めることが規定されてい ます。また、文部科学省では 、平成29年度から令和3年 度までの5年間を期間とする 「学校図書館図書整備等5か 年計画」を策定しました。こ の計画の策定に伴い、市町に おける学校図書館図書の整 備及び学校司書の配置のため の費用に各1,100億円、総 額約2,200億円の地方財政 措置がなされております。い ただいたご意見をふまえ、学 校図書館整備図書整備等5か 年計画に伴う地方財政措置を 、各市町等において積極的 に活用いただくために周知を 図るとともに、市町等教育委 員会と連携し学校図書館を 活用した教育の充実に努め てまいります。 |
| 42 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (1)これまでの取組の成果 と課題 ＜学校の課題＞ | 26 (27) 国の「学校図書館図書整備 等5か年計画」には、「【学校 司書の配置】学校図書館の 日常の運営・管理や、学校 図書館を活用した教育活動 の支援等を行う、専門的な 知識・技能を持った学校司 書のさらなる配置拡充を図 ります。」として財政措置さ れています。(p27脚注) グラ フ「学校司書などが置かれ ていましたか」では、常勤の 職員のみが置かれているの はごくわずか、置かれてい ても非常勤の職員がほとん どです。この中には、19校 を2人で回るといった、月 1回や2回の頻度でしかそ の学校での活動できていな い職員も含まれているので はないかと想像します。 | ③ | ご意見のとおり、配置頻度 の把握も大切な視点です。 今後の調査におきましては 、ご意見の内容も含め検討し ていきます。 |
| 43 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (1)これまでの取組の成果 と課題 ＜学校の課題＞ | 26 (27) 学校は、図書館資料の…… 引き続き学校司書等の配置 が求められます。→学校は 、図書館資料の……引き続 き学校司書の配置が求めら れます。また、学校司書が 長期的視野に立って、図書 館活動に取り組めるよう、 専任・専門・正規での配置 を促します。※「また、学 校司書が長期的視野に立っ て、図書館活動に取り組め るよう、専任・専門・正規 での配置を促します。」を追 加【理由】長期的視野に 立って蔵書構築や利用者サ ービスを実践し、他機関と 連携した運営をするため には、不安定な立場の非常 勤職員ではなく、正規職員 の司書が必要です。実情は 厳しいとは思いますが、本 来は正規であるべきという 姿勢を県は貫いてほしい です。 | ① | いただいた御意見をふまえ 、学校司書配置の課題を独 立して記載しました。今後 も、学校図書館整備図書 整備等5か年計画に伴う地 方財政措置を、各市町等に おいて積極的に活用いた だくために周知を図ると ともに、市町等教育委員 会と連携し学校図書館を 活用した教育の充実に努 めてまいります。 |
| 44 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (1)これまでの取組の成果 と課題 ＜学校の課題＞ | 26 (27) 学校司書が配置されてい ても、非正規・非常勤・複 数校兼務が多く、学校図 書館や学校司書を充分に 活用できない問題点にも 触れて欲しい。 | ① | いただいた御意見をふまえ 、学校司書配置の課題を 独立して記載し、「非常勤 職員の配置率が高いこと」 としました。今後、学校 図書館整備図書整備等5 か年計画に伴う地方財政 措置を、各市町等におい て積極的に活用いただく ために周知を図るととも に、市町等教育委員会と 連携し学校図書館を活用 した教育の充実に努めて まいります。 |
| 45 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (7)学校等における今後 の取組 《小・中学校》 ○推進体制の構築 | 27 (28) …教職員の協力体制の確 立や校務分掌を整備し、 学校司書を配置し、各学 校の実情に応じた… →挿入してほしい 全体に、ボランティアに 頼りすぎに思います。学 校図書館法も改正された のですから、司書教諭の 活用と学校司書の配置を 進めることを明記してほ しいと思います。 | ② | 学校司書の配置につきま しては、別項「学校図書 館の読書環境の充実」に 記載を行っております。 |

| 意見 番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区 分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|---|--------------------------|--|----------|---|
| 46 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○推進体制の構築 《県立高等学校》 ○推進体制の構築 | 27 28 (28) (30) | 司書教諭は、制度上の欠陥により、各学校の実情に応じているようでは、読書活動が計画的に実施されることなどない。 従って、推進体制の構築に当たっては、「司書教諭が学校の中心となって、校長・教頭・教務主任などのフォローシップのもと読書活動を積極的に推進できるよう取り組みます」とするほうが良い。 校長に全く足りていないのはリーダーシップでは無い。司書教諭に限らず、実務者に対するフォローシップが圧倒的に足りていない。 そんな現状の中で、せめて読書だけでも実務者を中心とした推進体制を構築せよ。 | ③ | ご意見のように、実務者に対するフォローシップも大切ですが、「校長は、学校図書館の館長としての役割も担っている」ことを踏まえ、引き続き、各学校の状況に応じた読書活動を計画的に実施する組織的な体制づくりに努めます。 |
| 47 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 27 (28) | これまでも様々な取り組みを実施していただいておりますが、子供たちの読書環境を整備するのに一番必要なことは、面白い本を買うお金！です。 これについても、具体的に金額や新規購入冊数など、目標値を明記していただけることを希望します。 | ③ | ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。 このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。 また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間で期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。 この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされております。 各学校等の規模の違いもあるため、一律の指標とすることは困難ですが、いただいた御意見をふまえ、課題に「また、同時に計画的な図書の更新を図ることが必要です。」の一文を追加しました。 今後も学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 48 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 27 (28) | 勢和のように常勤できちんと置かれていく体制を目指す後押しが出来るような、文言の記載を希望します。 | ③ | いただいたご意見をふまえ、学校司書配置の課題を記載し、「非常勤職員の配置率が高いなどこと」としました。 今後も、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 49 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 27 (28) | 中学校においては、多感な時期であり、教室以外の居場所としての学校図書館を使いやすい空間にしてください。 休み時間にも立ち寄れるために職員が常駐していること、十分な予算があること、への支援をお願いします。 | ③ | 学校図書館をもっと身近で使いやすい場所にするために、学校司書の配置や図書整備等を進める学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置が講じられています。 各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |

| 意見 番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区 分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|---|------------|--|----------|--|
| 50 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 27 (28) | ここに書かれているような、読書環境を整備し、家庭や地域と連携し、日本語指導が必要な子どもたちや障害のある子どもたちに対応し、授業でも学校図書館の活用を推進するためには、現状の教職員だけでは実際困難だと思われる。学校での取り組みの達成のためには、学校司書を1校に1名、専門的な知識のある人を配置していくことが必須である。そのためには予算措置など学校だけでは対応できない。本計画に配置推進を明記して数値目標をたて、三重県全体で推進を図る必要がある。 | ③ | ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされております。学校司書等の配置については、各市町の採用となるため、ここでは数値目標とはしておりませんが、いただいた御意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 51 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 27 (28) | 読書習慣の確立には幼少期の教育が大切です。子どもたちにとって身近な学校図書館は重要な役割をはたします。しかし、特に小・中学校の図書館は充実しているとは言えません。環境整備、資料(本・新聞など)の充実、学校司書の配置が必要です。学校司書がいることで図書館が機能し、子どもと本をつなぐことができます。p26のグラフにもありますが、小中学校は司書が不在、または配置されていても非常勤・非正規が多いです。子どもたちの支援、読書環境の充実、学校図書館を活用した授業のためにも、専任・専門・正規の司書の配置が望まれます。専任・専門・正規であることで、教職員と連携し、長期的視野を持って取組むことができるからです。 | ③ | ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされております。いただいたご意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 52 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 27 (28) | 行動範囲の狭い小・中学生にとっての読書環境としては、都市部以外の地域に住む場合、自力で「面白い本」を入手する手段は、通常学校図書館以外にはありません。学校図書館の充実、また、学校図書館を確実に運営する学校司書を、全小中学校へ配置していただくことを希望します。現在、各市町の努力で、学校司書(または委託職員や有償ボランティア等の補助員)を配置しているところが多いようですが、自治体の考えや財政状況で、子供たちの読書環境や学びに格差が生まれることは、望ましい形とは思えません。ぜひ、県立学校のように、各校へ県が責任をもって正規職員の配置をしていただけることを希望します。 | ③ | ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされております。司書教諭の配置については、市町等の採用となるため、県としての配置は困難ですが、いただいた御意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|---|--|--|------|--|
| 53 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 27 (28) | 小・中学校も高等学校も、司書教諭の「必要な時間の確保に努める」とありますが、教員の人数が減っているとも聞きます。そんな中で、どうやって確保するのか、具体的な方法を示さないと、書いただけで終わるのではないのでしょうか？ また、教員や、司書教諭の時間確保ができないと、学校司書に様々な仕事の負担がかかるのではないのでしょうか？現在いる学校司書は、本当に図書館に専念できているのでしょうか？教えてください。 | ③ | 引き続き、司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう努めるとともに、各校の状況に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。 |
| 54 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 《県立高等学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 《県立特別支援学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 27 28 30 (28) (30) (31) | ○学校司書の充実 学校図書館における読書環境の充実、学力向上の取組の 推進を支援するため、専任・専門・正規の学校司書配置を すすめます。 【理由】 長期的視野に立って蔵書構築や利用者サービス、授業連携を実践し、他機関と連携した運営をするためには、不安定な立場の非常勤職員ではなく、正規職員の司書が必要です。県においては未配置校への学校司書配置を、小中学校においては数校兼務ではなく、専任・専門・正規の配置をすすめてほしいです。 | ③ | いただいたご意見をふまえ、学校司書配置の課題を独立して記載し、「非常勤職員の配置率が高いことの課題が見られ」としました。 今後も、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 55 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○研修会の実施 | 27 (28) | お金の次に必要なのは、面白い本を選ぶ目を持ち、読書環境を整え、子供たちと本をつなぐことができる人です。県立図書館等で様々な研修をしていただいておりますが、学校図書館で、さらなる研修の充実をお願いします。 | ③ | 学校図書館の充実は重要であり、令和2年度から順次施行される新学習指導要領でも、各教科における学校図書館利用に関する記載がなされております。 今後も、市町等教育委員会と連携し、学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 56 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《県立高等学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 28 (30) | 小・中学校の方には「学校図書館図書整備等5か年計画」のことが書いてあるのに、なぜ、高等学校の方には無いのでしょうか？計画では、新聞配備は各高等学校図書館4紙を目安として想定されているようです。 県立なので、三重県に地方交付税措置されていると思います。 それは毎年きちんと、各高等学校図書館においていて、新聞を4紙購入する予算に使われているのでしょうか？教えてください。 別のことに使われてしまう可能性があるため、きちんと目的どおりに使われるよう、この計画に明記してください。 | ④ | 地方交付税措置においては、新聞配備という特定の使用目的を付して交付されているわけではありません。また、新聞配備に係る予算措置は学校運営費の中に含まれており、各学校の裁量に任されているものと認識しています。 |
| 57 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《県立高等学校》 ○学校図書館の地域開放 | 29 (30) | 学校図書館の地域開放 → 今よりも積極的な地域開放を希望します。 本来は、学校図書館と公共図書館の目的や役割は異なりますが、県立学校図書館が県立図書館の分館的役割、あるいは市町の図書館の補助的役割を担ってもよいと思います。県の予算や資料を有効活用するために、町の人や子どもたちの役に立てほしいし、地域の人が学校に入ること、生徒たちも刺激を受けると思います。また図書館司書の専門性も発揮できるのではないのでしょうか。 | ③ | 生徒の安全確保に十分配慮しながら、教育活動に支障をきたさない範囲で、学校と地域の状況に応じて、引き続き、地域開放を推進します。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|--|------------------------|---|------|---|
| 58 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《県立特別支援学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 30 (31) | 司書教諭だけでなく学校司書の配置も必要。 | ③ | 司書教諭は、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等の協力、支援等に加え、学校図書館の運営、整備等、種々の業務を行うこととしています。すべての学校に学校司書を配置することは難しいですが、司書教諭を中心に学校図書館の読書環境の充実を図ります。 |
| 59 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《県立特別支援学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実 | 30 (31) | 学校司書が未配置な県立学校については、何らかの記述を加えよ。 | ③ | 司書教諭は、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等の協力、支援等に加え、学校図書館の運営、整備等、種々の業務を行うこととしています。すべての学校に学校司書を配置することは難しいですが、司書教諭を中心に学校図書館の読書環境の充実を図ります。 |
| 60 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《県立特別支援学校》 | 30 (31) | 学校司書がない学校もあると聞きます。いる学校では様々な取り組みが可能だと思いますが、多忙な教員だけでは中々難しいのではないのでしょうか。 また、読書に何らかの障がいがある子どものための本を充実させるために十分な予算をつけてください。 特支の子どもたちの学校生活はもっと内外に発信してもらいたいですし、読書活動も機会を捉えて紹介してください。 | ③ | 司書教諭は、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等の協力、支援等に加え、学校図書館の運営、整備等、種々の業務を行うこととしています。すべての学校に学校司書を配置することは難しいですが、司書教諭を中心に学校図書館の読書環境の充実を図ります。 特別支援学校の本の充実につきまして、毎年図書を購入をしています。引き続き、配備する図書の実践に努めていこう、各校に働きかけを行います。 特別支援学校の子どもの学校生活については、各特別支援学校のホームページで確認いただけます。読書活動の啓発について、各校のホームページでの配信や校内だよりの掲示等、積極的に行うよう各校へ働きかけます。 |
| 61 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 | 27～31 (28)～ (32) | 読書については、各教科がそれぞれ独自に取り組むのではなく、学校をあげて取り組むことが重要です。 児童、生徒の発達にあわせて、あらゆる教科の学習過程で系統的に読書指導や図書館利用教育が行われるよう、三重県独自のカリキュラムの開発に取り組んでいただきたい。 また、「読書科」のような県独自の教科があっても良いのではないのでしょうか。そのためには、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(平成30年4月)」にあるように、学校長を図書館長と位置づけ、学校全体で計画的、組織的に図書館を活用する体制が必要です。 また、県内全校への学校司書、司書教諭の配置はもちろん、司書教諭には、読書指導、図書館利用教育に注力できるよう、授業時数の軽減措置など必要ではないのでしょうか。 「学校図書館図書整備5か年計画」について、活用のためには予算化が必要ではないでしょうか。学校図書館図書標準の達成率を上げるためにも必ずこの予算が図書館へ届くようにしてください。 | ③ | 学校図書館の充実は重要であり、令和2年度から順次施行される新学習指導要領でも、各教科における学校図書館利用に関する記載がなされています。今後も、市町等教育委員会と連携し、学校図書館を活用した教育の充実に向けてまいります。 また、司書教諭の負担軽減等については、「推進体制の構築」に記載しております。引き続き、司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう努めるとともに、各校の状況に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。 なお、地方交付税措置においては、特定の使用目的を付して交付されているわけではなく、学校運営費の中に含まれており、各学校の裁量に任されているものと認識しています。 |
| 62 | 3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 | 27～31 (28)～ (32) | 読書通帳など、子供たちの読書記録が読書の喜びにつながるような取り組みもぜひお願いします。 | ③ | 「読書通帳」などの取組を含めて、各学校の状況に応じた読書活動を、引き続き推進します。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|--|------------------------|---|------|--|
| 63 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の取組 | 27～31 (28)～ (32) | P1の読書が「知的活動の基礎」であるという理念にそって、子供たちの学びのための計画をたて、実施をしてください。 アクティブラーニングが推進される現在、自分で学ぶ手段や技術を身につけた子供を育てなければ、教育格差は開くばかりです。 | ③ | 「学力の向上に向けた取組の推進」の中で、言語活動の充実や学校図書館の授業活用として記述しています。 また、令和2年度から順次施行される新学習指導要領でも、各教科における学校図書館利用に関する記載がなされています。 今後も、学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 |
| 64 | 3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 | 23～30 (24)～ (32) | 確認のためお聞きします。 ここでの主語は県教育委員会ですか？ また、県立高等学校について述べているときの主語は各県立高等学校でしょうか？ 例えば、小・中学校の取組みのうち、「行いました」となっているものは県教育委員会が各校で実施したり、開催に関わったりしたのでしょうか？ | ② | いずれの取組も各校の実態に応じて各校が行うことを前提として記述していますが、県教育委員会が主体となると考えます。 |
| 65 | 4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策) (1)推進体制の充実 (イ)市町等教育委員会との連携・協力 | 32 (33) | 県内全市町での推進計画の策定支援をお願いします。お隣の伊賀市では第2次計画終了以降、新しい計画が策定されていません。県からの積極的な働きかけをお願いします。 | ① | 本計画の推進には、市町の協力が欠かせません。 そのためには、すべての市町においてその状況に応じた子ども読書活動推進計画が策定され、適切に改定されることが必要です。 県教育委員会としても、本計画策定後は、市町に対して説明会を開催するなど、本計画の周知を徹底し、各市町が本計画をふまえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定や改定を円滑に行うことができるよう支援していくことから、改定の記述を追加しました。 |
| 66 | 5成果指標と数値目標 | 34 (36) | 読書時間は、土日も含めてはどうでしょうか。今の中学生の現状を考えると、部活動を終えて帰宅し宿題など済ませたら、平日だけでは時間が取れない子どもも多いと思われます。 | ③ | 平日、小中学生が、学校の授業以外で読書をする機会の多くは家庭での読書であり、この指標が家庭での読書習慣を示す最も近いデータと考えています。また、全国比較ができるという利点もあるため、学校の授業時間以外の読書率を指標に採用させていただきました。 しかしながら、土日も含めた読書活動の推進は大変重要なことと考えており、家庭、地域、学校それぞれの役割に応じて全体で、子どもの読書活動の推進に取り組みしていきます。 |
| 67 | 5成果指標と数値目標 | 34 (36) | 学校司書という職名が法律に明記されているのに、なぜ「学校に教員以外の職員で学校図書館に関する業務を担当する職員がいる割合」とするのかが不明である。 | ① | ご意見をふまえ、学校司書が明記されている第三次計画の表記に修正させていただきました。 |
| 68 | 5成果指標と数値目標 | 34 (36) | ④学校に教員以外の職員で学校図書館に関する業務を担当する職員がいる割合、とありますが、計画のなかで下線部分を専門職である学校司書と明記していただくことが、子供たちへのより良い読書環境の整備にもつながると思いますので、ぜひ学校司書と明記をお願いします。 | ① | ご意見をふまえ、学校司書が明記されている第三次計画の表記に修正させていただきました。 |
| 69 | 5成果指標と数値目標 | 34 (36) | 小中学校では全国学力・学習状況調査で読む能力の測定ができますが、高等学校ではそのような指標がありません。 読む能力に関して、取り組みの効果の確認はもとより、どこができていないのかを知るためにも、リーディングスキルテストなどを計画の前後で実施してはどうでしょうか。 新テストがどうなるかは現時点では不透明ですが、それがなくても、進学希望の生徒には、読解力をつけることは急務です。 また、就職希望の生徒にとっても、生涯学習や就労支援の観点から高等学校卒業までに、社会で通用する読解力をつけさせることが必要です。 現状の把握と対処法の研究のためにも、データの収集と分析をお願いします。 | ③ | 読解力については、国語科等を中心にしながら、学校全体の教育活動を通じて思考力・判断力・表現力等とともに育成する必要があり、その際に、学校図書館が果たす役割も重要です。 また、読解力を含む基礎学力の定着については、国の研究指定校や県の研究指定協力校を中心に取り組み、成果の普及を進めています。 |

| 意見番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | | 中間案に対するご意見 | 対応区分 | ご意見に対する考え方 |
|------|-----------------------|------------|---|------|--|
| 70 | 5成果指標と数値目標 | 34 (36) | 本計画の高等学校の成果指標として「高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数」が設定されていますが、その理由と「学校等における今後の取組」との繋がりを教えてください。 | ② | 学校図書館の授業活用が、子どもたちの読書活動を促す大きな契機となると考え、成果指標としました。 また、「学校図書館の授業活動」は、「学力の向上に向けた取組に推進」の中に記述しており、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が期待されています。 |
| 71 | 5成果指標と数値目標 | 34 (36) | 第三次のような低い目標を掲げず、日本一の都道府県から参考値を出し、高い目標を達成するようにせよ。 | ④ | 目標値については、過去の推移や全国の状況等から適切に算定していきます。 |
| 72 | 全般 | | 全国学力・学習状況調査を見ると、中学生では「読む能力」について、平成31年度も全国平均を下回っています。読む能力はすべての学力の基本です。 また、情報機器の普及により、あふれる情報に溺れる子どもたちには、一定時間情報を遮断し、静かに内省する時間が必要です。自分で考える力と豊かな心の涵養のためにも読書の必要性はますます高まっています。 学校だけでなく、あらゆる場面で県をあげて、読書への取り組みを強化していただきたいです。 特に、随所にボランティアについての記述が多くあるのが気になりました。 確かに多くの方に児童・生徒の読書の状況について関心を持ってもらうことは重要ですが、予算を組んで、人を育成し、しっかりとした施策を実施することが、原則ではないでしょうか。今こそ、子供たちに寄り添う読書のプロが必要です。 | ③ | ご意見のとおり、子どもの読書活動の推進は大変重要であると認識しています。第四次計画では、三重県子ども読書活動推進会議、読書活動推進庁内会議、市町等教育委員会等との意見交換などをこれまで以上に開催し、組織を超えた連携・協力を深めるとともに、毎年の検証をしっかりと行い、PDCAサイクルを回す中で、取組の改善につなげていきます。 |
| 73 | 全般 | | 三重県の子供読書を考える場合、子供たちが本と出会う場についても考える必要があると思いますが、子供たちに本を手渡す人についても考えてください。 本計画では、全体を通して、読書ボランティアについて多く検討されていますが、ぜひ、親、学校教職員、図書館職員のように子供たちの学びに責任をもって取り組む人への支援や育成に時間やお金をかけていただきたい。 そうなるような計画を望みます。 | ① | 人材育成は非常に大切なことだと考えており、「4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策)」(1)推進体制の充実」に、「研修会等の開催によるスキルアップ」を追記しました。 |
| 74 | 全般 | | 読書習慣の有無と成人してからの意識・非認知能力の高低には正の連関があるようです(国立青少年教育振興機構調査など)。 三重の子どもたちに、限られた時間の中、自発的に本を読む力をつけてもらいたいです。 引き続き、読書推進の諸事業をお願いします。 | ③ | ご意見のとおり、子どもの読書活動の推進は大変重要であると認識しています。第四次計画では、三重県子ども読書活動推進会議、読書活動推進庁内会議、市町等教育委員会等との意見交換などをこれまで以上に開催し、組織を超えた連携・協力を深めるとともに、毎年の検証をしっかりと行い、PDCAサイクルを回す中で、取組の改善につなげていきます。 |

| 意見 番号 | 項目・中間案ページ (最終案ページ) | 中間案に対するご意見 | 対応区 分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|-----------------------|---|----------|---|
| 75 | 全般 | <p>全般に関して、我が家の実情は、小学校・中学校共に朝、読書の時間が設けられ各々が自ら選んだ本に向かうようですが、我が子の場合あまり積極的ではなく、自発的な読書でないような印象を受けています。</p> <p>私自身が高校時に経験した事ですが、クラス全員に漱石のある一冊が文庫本で人数分布され、毎授業で少しずつ先生の音読とともに目で文字を追ひ、数か月かけて皆で一冊の本を読み終える、という授業がありました。その本にさほど興味を持っていなかったはずが、少しずつ皆のペースについてゆき、その場にいる全員とその物語を共有した、という喜びを知る事は、読書の新たな楽しみ方を知る事となりました。</p> <p>本が好きなお子もは、与えなくとも自ら読むので、学校としては、本との距離が遠い子どもを、いかに引き寄せるか、だと思います。自分で好きを選んで自分のペースで読みなさい、と突き放すのではなく、ほんの少しずついいので、こちらのペースへ誘い込む、というやり方はなかなか良いのではないのでしょうか。</p> <p>視覚優先、聴覚優先、など様々なタイプがありますから、実物としての本、そして先生の声で聴く物語。その両方があると、大人になっても記憶の片隅にそっと存在する本となりえる気がします。</p> <p>また、自分に近い人から勧めてもらふ本には、意外なほど引き寄せられやすい、と考えると、学生のうちはビブリオバトルなどで勝敗をつけずとも、誰かのその本に対する熱い思いに触れるだけで、じゅうぶんであると思います。</p> <p>私は仕事の都合上図書ボランティアには参加出来ていませんが、中学校から頂いてくる図書館便りに目を通していたところ、自分も読んだ本が多数入荷されているのを知り、我が子とは共有出来なくても、どなたかとその本についてお話が出来たら楽しいだろうなあ、と想像しているところです。この先地域の者として、若い方々と本を接点に関わる場がもしあれば嬉しく思います。</p> <p>そして何より、全ての学校図書室に職員配置100%を目指すことが理想であると思います。子どもにとって真上ではなく、斜め上ほどに位置する大人の存在こそ、振り返ってみれば情緒的な分野での大いなる救いになる可能性があるのではないかと考えます。長く一定の職にある方々からは、ある種の安心感を与えられます。全ての子どもに心休まる場所があることを願ってやみません。そしてそれは、たくさんの未知の物語で埋め尽くされた図書室であったなら、とても美しい、と思います。</p> <p>子ども時代に図書室に対して、フラットな意識、またはポジティブな経験を持つことが出来ていれば、多少読書から離れる期間があったとしても、きっとまた読書によって得られる人生の楽しみに気づく日がくると思います。そう考えると、結局人を動かすのは人です。熱意ある職業人との出会いが教育の支えであると思っています。</p> | ③ | <p>子どもは、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分なりの考えを持つことができるようになります。読書経験を積み重ねていく中で、感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。</p> <p>そのため、第4次計画では、①子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進、②家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進、③五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進、の3つの柱で取組を進めていきます。</p> <p>ご意見につきましては、今後の具体的な取組に生かしていきたいと考えています。</p> |
| 76 | 全般 | <p>文末の表現について、全体的に「努めます」と「促します」が混在しています。前者は三重県教育委員会が主体となって動くような印象をうけますが、後者は具体的な対応を現場に押し付けているようにも聞こえます。表現を見直していただければと思います。</p> | ④ | <p>主に事業主体が県や県教育委員会(県立図書館や県立学校等も含む)の場合は、「努めます」という表記をしておりますが、事業主体が市町や市町等教育委員会(市町立図書館・公民館や公立小中学校等も含む)の場合は、県において直接的な事業実施はできないことから、「促します」と記載させていただいています。</p> <p>しかしながら、県教育委員会として市町等教育委員会との連携・協力は重要なことと考えており、「4 計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策)」に「(イ)市町等教育委員会との連携・協力」を明記し、これまで以上に情報交換・情報共有を行い、県内全域で地域の状況に応じた子どもの読書活動の推進が行われるよう進めていきます。</p> |